



開業医の教科書® ダウンロードコンテンツ

医療法人と個人開業の違い これだけは知っておきたい 6つのポイント

税理士法人テラス

[東京オフィス]

〒104-0061 東京都中央区銀座8-17-5 THE HUB 銀座 OCT(旧アイオス銀座)10階

[神奈川オフィス]

〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂2-7-1 湘南パールビル5階

<https://trc-tax.com/>



開業医の先生の多くは、個人開業して数年経って経営が軌道に乗ってくると医療法人の設立を検討した方が良くなります。

医療法人の方が税金対策で有利になることも多いですし、相続・承継する際は個人開業医よりスムーズです。

また、分院開設しようとしたら、医療法人化は必須になります。

しかし、医療法人化は社会保険の加入などによる運営コストの増加、個人開業に比べてお金の自由が効かないなどのデメリットもあります。

そのため、医療法人化のタイミング次第では「個人の開業医のままでいた方が良かった」ということになりかねません。

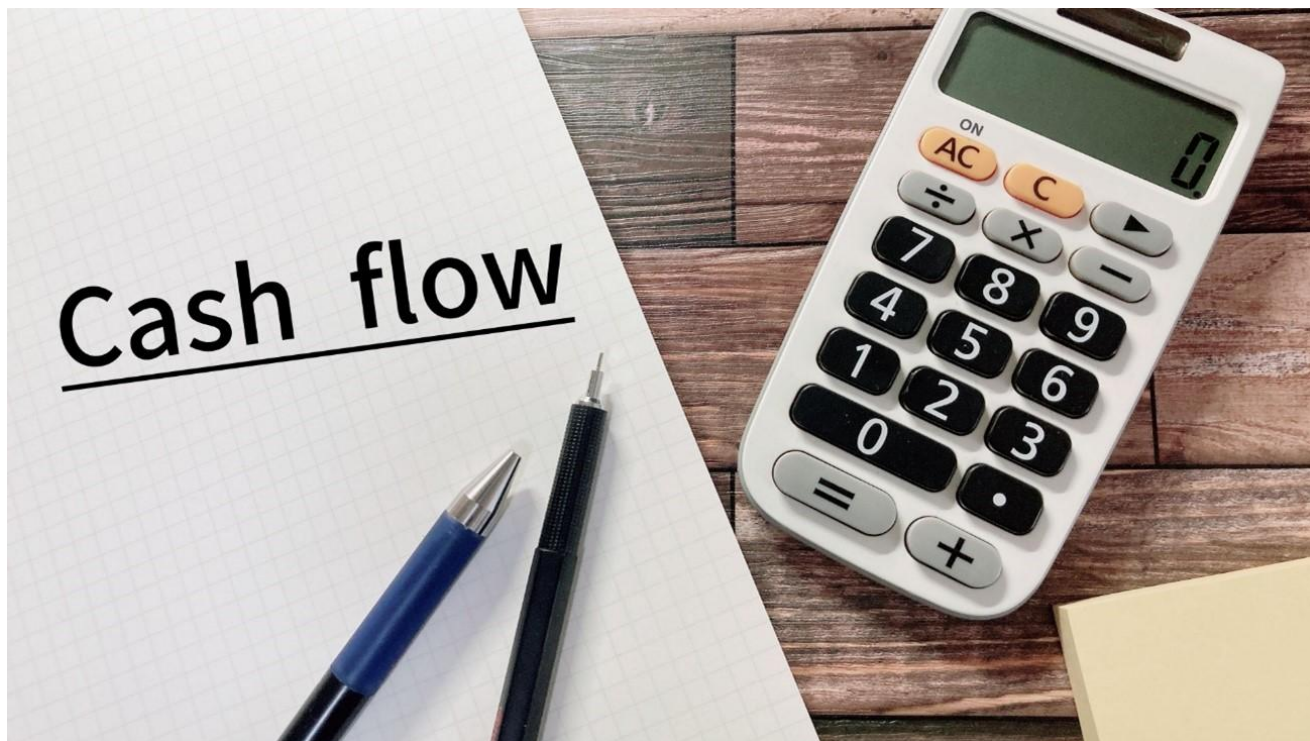
医療法人化を検討されている先生は、最低限知っておきたい個人開業医と医療法人の違いを把握して、法人化のタイミングをよく考えるようにしましょう。





Point1

医療法人と個人開業のキャッシュフローの違い



医療法人と個人開業医院の一番の違いは、なんといってもキャッシュフローの違いです。

個人開業の医院の場合は、個人と法人という区分がなく、プライベートな生活の中に個人事業があるという扱いになります。

つまり、個人で使えるお金は多いものの、法人に比べて経費として認められないものが多く、確定申告ではかなり厳しい見方をされるでしょう。

一方、医療法人であれば個人開業に比べて「必要な支出はまず経費」が前提です。

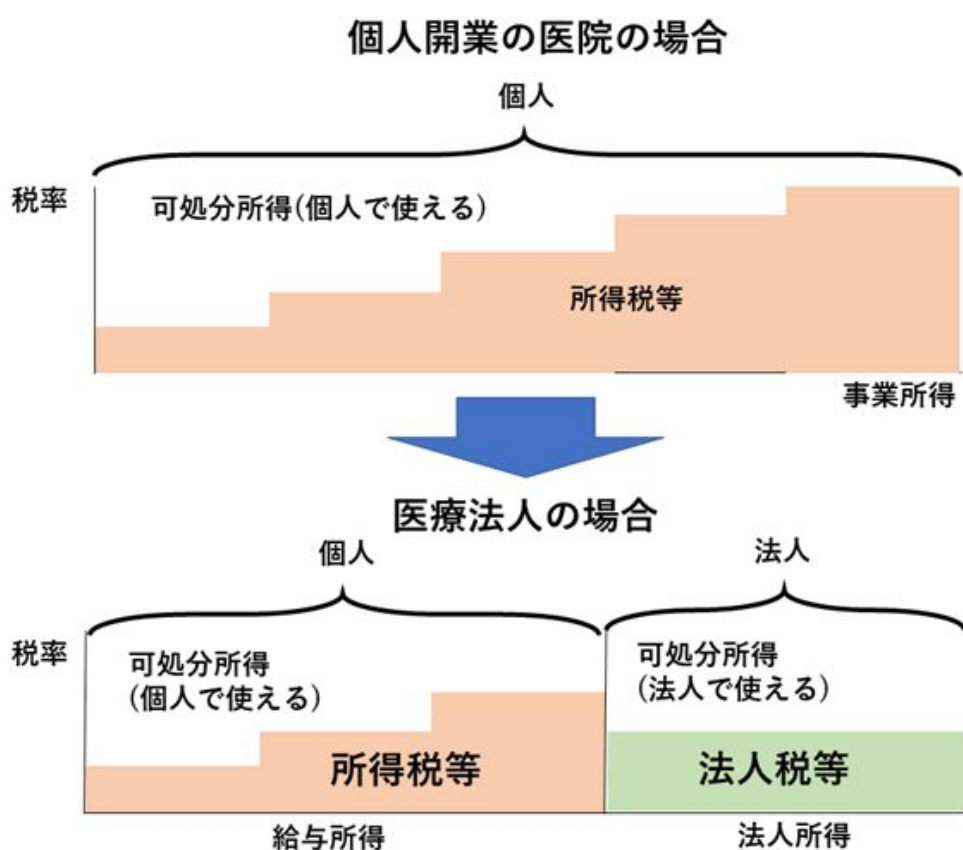
もちろん、医療法人でも理事長や役員が私的に使ったものは経費からは除かれますが、**個人開業では「プライベートな支出は経費とは認められない」のに対し、「必要な支出はまず経費」という医療法人の税務上のメリットは大きいでしょう。**

ただし、医療法人は個人のお金と法人のお金と明確に区分されるため、法人のお金を個人で使うことはできません。

個人開業医であれば、個人医院のお金＝自分のお金ですから、自分で使っても何も言われません。

一方、医療法人のお金は、自分のお金でなくなりますから、勝手に使い込むようなことをしたら横領になってしまいます。

実際、使えるお金が減ってしまったので、医療法人化して後悔したという声も多く聞きます。



上図を見ると、一定の所得がある場合、医療法人化することで所得のメカニズムが変化し、一般的な事業に対する税金はトータルで見た場合、減少することになります。

ただ、個人だけを見た場合、可処分所得が減少し、その分法人に蓄積していきます。

そうすると、医師が個人で借入れがある場合などは特に、個人だけで見ると法人化の恩恵を受けないことになります。

たとえば、住宅ローンなどの借入れがあったり、子供の学費などの大きな支出が予定されたりして、法人資産を個人に移すケースを考えましょう。

法人から個人への貸付は一般的には認められていないため、役員報酬を一時的に引き上げることが考えられます。

しかし、この場合、税率が所得税(最大45%)と住民税(10%)を合わせて合計最大55%になり、結局可処分所得が減ってしまう可能性があります。

また、不相应に役員報酬を上げると、引き上げた分が損金算入できない可能性があります、そうなれば法人税も軽減できません。

このように、将来的に大きな支払いを予定している際は、キャッシュフローの違いも視野に入れて医療法人化を計画したほうがよいでしょう。



Point2

医療法人と個人開業の経費に関する考え方の違い



個人開業は「プライベートな支出は経費として認められない」、医療法人は「必要な支出は経費になる」と前述しました。

この違いの代表的なものが「交際費」「接待飲食費」の類でしょう。

個人開業医の場合、飲食代やゴルフ代などを経費として認められるには限界があり、また判断が難しい場合があります。

一方、個人と法人が明確に区分けされている医療法人は、飲食代やゴルフ代などは経費として認められやすくなります。

また、車両に係る経費(車両の減価償却費、ガソリン代、車両税等)では、個人開業の場合100%業務に使用することを証明することが難しいです。

通常は、事業用・家庭用で併用しているとして合理的な割合で按分することになります。

**一方、医療法人で法人の車両として購入する場合は、前提として個人的に所有するものではないの
ですから、特に問題なければ100%経費計上可能です。**

ただ、個人開業医の交際費でも、医師会のゴルフコンペのように、医師同士や業種間の交流が目的であることが明確であれば経費として認められることがあります。

個人開業医の先生でも「所得を得るために必要な活動と認められる支出」と判断できれば、経費として認められます。

この場合は、経費であることを証明するために、領収書に相手先や人数、目的を記載し、事業の経費性を説明できるようにしておきましょう。



Point3 所得税と法人税の税率の違い



先ほどもふれているように、個人開業医と医療法人の違いで重要なところが、所得税と法人税の税率です。

所得税と法人税については、以下のようになります。

法人税率

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

※国税庁のホームページをもとに抜粋。

所得税率

		税率
出資金 1億円以下の医療法人	年800万円までの部分	15%
	年800万円を超える部分	23.20%
出資金 1億円を超える医療法人		23.20%

※国税庁のホームページをもとに抜粋。

現在医療法人を設立する場合は、持分なし医療法人となりますが、その場合の法人税率については、上記のようになります。

ただし、公益性の高い特定医療法人については、かかる法人税が15～19%となります。

例えば、所得が700万円程度の場合は、個人の事業所得で課される所得税は、

$$700\text{万円} \times 23\% - 636,000\text{円} = 974,000\text{円}$$

法人所得が1,000万円の場合に課される法人税は、

$$700\text{万円} \times 15\% = 105\text{万円}$$

となり、むしろ法人税のほうが高くなり、医療法人化による恩恵は受けられないこととなります。

一方、1,200万円の所得だった場合で比較してみると……

個人の事業所得で課される所得税は、

$$1,200\text{万円} \times 33\% - 1,536,000\text{円} = 2,424,000\text{円}$$

出資金1億円以下の医療法人で、法人所得で課される法人税は、

$$800\text{万円} \times 15\% + (1,200\text{万円} - 800\text{万円}) \times 23.2\% = 2,128,000\text{円}$$

と、法人税のほうが下回るようになります。

大まかな計算にはなりますが、所得が多ければ多いほど、医療法人化による税金対策の恩恵が大きいことがわかります。

もちろん、所得が大きければ大きいほど医療法人化するメリットは大きくなります。

特に所得税の税率が40～45%の個人開業の場合は、医療法人化を検討したいところです。



Point4

医療法人化することによる他の節税メリット



その他にも、医療法人化による節税メリットがいくつかあります。

医療法人だからこそできる節税対策を把握しておきましょう。

(1)給与所得控除による課税所得額の減額が可能

医療法人化すると、理事長や理事・社員の給料は医療法人から受け取るという形になり、給与所得控除が適用されます。

個人開業医の先生の事業所得が、そのまま所得税の対象とされることに対して、医療法人にすることで、給与所得控除の分、所得税を減額することができます。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

※国税庁のホームページより抜粋。

上図の通り、年収1,000万円の場合は、195万円の給与所得控除が適用されることになります。

給与所得控除額は年々引き下げられている傾向にあるものの、まだまだ節税効果は高いと言ってよいでしょう。

(2)親族である役員報酬による所得分散が可能

医療法人では配偶者やお子様、ご両親などの親族なども役員にすることができ、役員報酬を支払うことが可能になります。

たとえば、A先生の役員報酬が年間1,000万円とします。そのときのAさんの所得税率は33%になります。

やがてA先生は、医療機関の勤務経験のある奥様に理事になってもらい、事務長的な立場で働いてもらうこととしました。

その際、A先生は奥様に年間の役員報酬を500万円支給する代わりに、ご自身の役員報酬を500万円に減額します。

すると、Aさん一家の世帯年収は1,000万円が変わらないのですが、所得税が33%⇒20%に軽減されるのです。

このような仕組みになっているということは、国にとっても親族経営の法人を優遇したい意図があるのかもしれません。

親族に役員になってもらい、働いてもらう場合は、所得分散による節税メリットがある点を覚えておきましょう。

(3)役員に対する退職金の経費計上が可能

個人事業の場合、月7万円が限度額となる小規模企業共済などに加入しない限り、退職金積立は必要経費になりません。

しかし医療法人にすると、適正な退職金規程に則った役員退職金の積立は経費とすることができます。

退職金については、次の計算式より、**課税対象となる所得が1/2以下になるので、所得税負担が大幅に軽減されることになります。**

【退職所得の金額の計算式】

退職所得の金額＝(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×1/2

【退職金所得控除の計算式】

20年以下の場合：40万円×勤続年数(ただし、80万円未満の場合は80万円)

20年以上の場合：800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

(4)赤字繰越の可能期間の長さ

個人事業主の医院では、赤字の繰越は3年が限度です。

それに対し、**医療法人では10年間繰り越すことができます。**



Point5

個人開業医にはない医療法人独自のコストの負担



医療法人化によって税負担が軽減されるメリットがある一方で、医療法人化によるコストも考えなければいけません。

医療法人にすることによって、具体的にどういった負担が増えるのかをまとめました。

- (1) 社会保険の強制加入による運営コストがかかる
- (2) 運営事務負担の増加に伴う、税理士や司法書士への報酬が増加する
- (3) 資本金によって決まる税金「均等割額」が赤字でも賦課される

特に負担が大きいのは(1)の社会保険料負担でしょう。

医療法人化の際は、税負担の軽減等のメリットだけではなく、こういった支出の増加も考慮に入れ慎重に検討したいところです。

いったん医療法人化してしまうと、収入が減ったからといって簡単に個人事業主に戻れない点でも注意が必要です。

医療法人の解散は、設立時と同様に行政機関の許認可が必要となり、個人的な理由では認められないためです。



Point6

個人開業の医院と医療法人の事業承継・相続の違い



開業した以上は、相続や事業承継の問題は避けて通れないものがありますが、ここでも個人開業の医院と医療法人で違いがあります。

実務的には、親子承継にしてもM&Aにしても、医療法人の方が事業承継をスムーズに進めることができます。

個人の場合は、土地・建物、医療機器などクリニックに関係するすべての財産と債務を個々に評価することになります。

一方、個人とは別人格の医療法人の場合は、経営者を交代させ、理事長の変更、出資や基金を承継すれば完結します。

また、医療法人の場合は相続資産のコントロールがしやすいという点があります。

役員報酬を多くすることで個人の資産が増え、逆に役員報酬を少なくすれば法人の資産が増えます。

つまり、院長の相続財産を増やしたくなければ、役員報酬を低めに設定すればよいのです。

さらに、現在設立できる医療法人は、「持分なしの医療法人」です。

持分あり医療法人と違い、医療法人内に年々蓄積された利益は出資者の相続財産の対象外となります。

持分あり医療法人の場合、換金性のない出資持分による莫大な相続税が問題でしたが、持分なしであれば、そういった相続税負担に悩まされることはありません。

ただし、後継者が見つからず、持分なし医療法人を解散する際は、残余財産が国や地方公共団体に帰属されてしまうので、注意しなければいけません。

持分なし医療法人を解散する際は、役員報酬や退職金などで、残余財産が残らないように利益剰余金を吐き出すといった対策が必要となります。

医療法人の相続・承継対策は専門性がかなり高いため、医業承継に詳しい税理士などの専門家に相談するようにしましょう。



まとめ

各々のメリット・デメリットを把握して
医療法人化のタイミングを見極める

以上、主に税務などの観点で個人開業の医院と医療法人の違いについて解説しました。

上記の内容から、医療法人化のタイミングとしては、次のようなことが目安と言えるでしょう。

- (1) 所得税の税率が40%(年間所得1,800万円)を超えてきた場合
- (2) 近い将来、住宅ローンや学費などで多額のお金が必要にならない場合

- (3) 医療機器の償却期間が終わるタイミング(開業6年)
- (4) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えている場合
- (5) 分院展開や介護事業などの事業拡大のプランがある場合
- (6) 相続・承継を検討している場合

このような場合は、医療法人化を検討する余地があります。

当社では、医療法人化のシミュレーションを行い、ベストタイミングを提案しますので、医療法人設立を検討中の先生は、ぜひご相談ください。

ご相談・お問い合わせ

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書の内容について、ご不明の点がある方、
もっと深く知りたいことがある方、自分に最も合う方法を知りたい方は、
お問い合わせください。

税理士法人テラス

[東京オフィス] 〒104-0061 東京都中央区銀座8-17-5 THE HUB 銀座 OCT(旧アイオス銀座)10階

[神奈川オフィス] 〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂2-7-1 湘南パールビル5階

<https://trc-tax.com/>

